

第 179 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 24 年 4 月 19 日 (木) 15 : 45 ~ 16 : 35

2 場 所 事務局第 3 会議室

3 議 事

(1) 給与の臨時特例の基本方針について

理事 (人事・組織改革担当) から, 資料 1 に基づき, ①役員は国の給与の臨時特例を参考に, 本給及び諸手当を減額して支給すること, ②(1)常勤職員, 有期雇用職員, シニアスタッフ及び再雇用船員は, 国の給与の臨時特例を参考に, 附属学校教員, 看護師及び医療技術職員を除き, 本給及び諸手当を減額して支給すること, (2)年俸制適用者等は, 常勤職員との均衡を考慮し, 本給及び諸手当を減額して支給すること, (3)フルタイム及びパートタイムは減額しないこと, ③一の年度において, 当該年度の減額が当該年度の国への返納額を超えた場合は, 減額しないこと, ④臨時特例期間は, 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までとすること, ⑤給与の臨時特例の施行日は, 平成 24 年 5 月 1 日又は 6 月 1 日とする「給与の臨時特例の基本方針」の提案があり, 審議の結果, 了承された。

(以上)